

○敦賀市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等条例

平成30年3月22日条例第1号

(指定居宅介護支援の基本取扱方針)

- 第14条** 指定居宅介護支援は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。
- 2 指定居宅介護支援事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。